

※ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

令和2年度

定期監査(前期)結果報告書

令和2年9月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 2 年度定期監査（前期）の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、小池勇士委員は、議会事務局長として関わった事項について関与していない。

令和 2 年 9 月 3 日

新宿区監査委員	白 井	裕 子
同	小 池	勇 士
同	國 井	政 利
同	豊 島	あつし

I 監査の概要

第1 監査の種類及び目的

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査である。

新宿区監査基準第3条第1項第1号に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて、監査を実施した。

なお、本報告書は、監査基準第16条に準拠し、作成したものである。

第2 監査の対象

総合政策部、総務部、地域振興部、文化観光産業部、福祉部、子ども家庭部、健康部、みどり土木部、環境清掃部、都市計画部、会計室、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局

本庁組織以外の行政機関は、**下表**のとおりである。

総務部	人材育成センター
地域振興部	四谷・笹笥町・榎町・若松町・大久保・戸塚・落合第一・ 落合第二・柏木・角筈の各特別出張所
子ども家庭部	男女共同参画推進センター、子ども総合センター
健康部	牛込・四谷・東新宿・落合の各保健センター
みどり土木部	西部工事事務所、西部公園事務所
環境清掃部	新宿清掃事務所、歌舞伎町清掃センター
教育委員会事務局	中央図書館

第3 監査の日程

令和2年4月3日（金）から令和2年8月25日（火）まで

第4 監査の実施内容

令和元年度の予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況について、決算審査との連携を図りながら、区の事務事業等が適正かつ効率的に執行されているかについて検証した。

また、監査の継続性と内部統制機能強化の観点から、前回の監査で改善を求めた事項の改善状況について報告を求め、改善状況を確認した。

第5 監査の主な着眼点

- 1 予算の執行は適正に行われているか
- 2 収入及び支出事務は適正に行われているか
- 3 契約事務は適正に行われているか
- 4 現金等の出納保管は適正に行われているか
- 5 財産の管理は適正に行われているか

第6 監査の方法

監査委員は、各部局等から関係部課長等の出席を求め、別表1のとおり、決算審査と併せて監査を実施した。

監査委員の命を受けた事務局職員は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、財務会計システムを中心に監査資料、関係書類、帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、別表2のとおり、監査を実施した。

II 監査の結果

前記 I 「監査の概要」の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であることについては、第 3 で述べる「指摘事項」1 件を除き、おおむね適正であると認められた。

しかしながら、今回の監査において改善を要望した所属の割合が高く、これまでの監査においても継続して改善を求めてきた事項を「全庁で広く見られたリスク」としたので、引き続き適正な事務処理が徹底されるよう、意見を付し、以下で述べる。

第 1 今回の監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項

1 支出の遅延について

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定された支払手続の処理期間を超えて支出していたものは、昨年度の 3 分の 1 に改善されていた。また、履行完了から適法な請求を受けるまで相当期間を要していたものは、昨年度に比べて 2 割減と、改善の努力が認められた。しかし、契約上の支払の規定によらずに支払っていたものや、報償費等の支払の遅れを含め、支出の遅延は、監査対象の 7 割の所属で見られている。

支出の遅延は、相手方への不利益や予算執行上の事故につながりかねないリスクのある事案である。さらに工夫し、迅速な対応に努められたい。

2 予算の流用について

予算の流用は、平成 29 年度の定期監査（前期）で重点事項とした項目である。財務会計システムによる流用手続の際に、流用起案に起案文の電子データが添付されていないものや、流用金額の算出根拠が不明確なもの、流用理由について内容が不十分なもの等が、監査対象の 4 割の所属で見られた。

予算は執行計画に基づき、計画的、効率的に執行すべきであり、予算の流用は例外的な措置である。起案者が予算事務規則及び関係規程に基づいて事務処理を行うことはもとより、決定関与者及び決定権者が十分にチェックを行い、適正な手続による予算の流用に努められたい。

3 随意契約について

物品の購入や印刷物の作成において、短期間に同種の随意契約を別々に締結していたものが、監査対象の2割の所属で見られた。このうち、短期間に同一の事業者と複数の随意契約を締結し、結果として入札に付すべき額を超えていたものが、複数の所属で見られている。

また、賃貸借契約において、予定金額が入札に付すべき額を超えていたにもかかわらず、見積競争により随意契約を締結していたものも見られている。

意図的な契約の分割や契約方法の逸脱とは言えないまでも、契約の透明性や公平性に疑念を持たれてはならず、経済性や競争性の確保にも留意し、契約事務規則に基づく適正な事務処理と計画的な予算執行に努められたい。

4 前渡金の精算について

資金前渡は、平成30年度の定期監査（前期）で重点事項とした項目である。

今回の監査では、精算残金について戻入の遅れは見られなかったものの、精算残金がない場合に、失念や添付書類の不備により精算手続が遅れたものが、監査対象の2割近くの所属で見られた。

資金前渡は、法令に規定された支出の特例であり、職員自らが現金を出納保管する権限を有することから、会計事務規則に基づき、適正な事務手続に努められたい。

第2 前回の監査において改善を要望した事項の改善状況

各所属から報告のあった改善状況を確認したところ、前回の監査において改善を要望した事項の4分の3以上が、前回の監査実施後に改善されていた。

しかし、昨年度の監査においても留意事項とした「支出の遅延」については、改善が5割に満たず、今回の監査においても監査対象の7割の所属で同様の事例が見られたため、「全庁で広く見られたリスク」とした。

リスクを常に認識するとともに、問題の所在を明らかにし、実効性のある対応に努められたい。

第3 指摘事項

今回の監査において公表する指摘事項は、次の1件である。

【指摘事項】

都市計画部

◎ 契約内容の変更手続を適正にされたいもの

建築指導課（以下「課」という。）では、委託契約を締結し、地震ハザードマップの印刷及び新聞への折り込みを行った。

本契約は、地震ハザードマップを15万部印刷し、そのうちの9万8,000部を新聞に折り込み、残りの5万2,000部を課に納入するものであったが、実際に折り込まれたのは8万6,750部であり、これに伴う契約内容の変更手続は行われていなかった。

本契約の約款第12条第1項では、契約内容の変更について、「甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる」と規定されている。

課は、新聞への折り込み件数が契約件数を下回ることが判明した時点で、受託者と協議の上、折り込み件数等について契約内容を変更するとともに、契約金額についても協議すべきであったが、こうした事務処理を怠り全額を支出していたことは、契約に係る事務処理として不適正である。

課においては、契約に関する基本的な手続を理解し、契約内容の変更手続を適正にされたい。

Ⅲ まとめ

総括意見「リスクの低減に向けた内部統制機能の強化について」

今回の監査において、全庁で広く見られたリスクのうち、「予算の流用」「資金前渡」に係る2項目は、平成29年度以降に重点事項として監査を実施したものであり、「支出の遅延」「随意契約」に係る2項目は、留意すべき事項として、再三、改善を要望してきた事項である。改善は認められるものの、今回も同様のリスクが全庁で広く見られたことは、常にリスクを意識した組織的、継続的な取組が、これまで以上に求められていることを示している。

本年4月改定の新宿区人材育成基本方針によれば、職務経験年数が10年以下である職員が全体の4割を超え、世代交代が急速に進む中で、職務に対する知識と技術の継承が大きな課題となっている。また、平成30年度の行政監査「人材育成における職員研修について」において、基礎力をはじめとした職員の能力が十分に発揮されているとは言えない状況にある旨述べたところである。

今回の定期監査においても、経験の浅い職員の適正な事務執行に対する認識不足、法令等の理解不足に起因していると思われる事例が多く見られた。職務に対する知識と技術を円滑に継承するためには、管理監督者の支援はもとより、知識や経験の豊富な職員の能力を活用できる組織体制が必要であり、組織としてのチェック体制が十分に機能しなければ、不適正な事例は繰り返され、区民の信頼を大きく揺るがす結果となる。

さらに、各所属での取組にとどまらず、財務会計や契約等、全庁的な事務を統括する部署が連携し、適切なサポートを含め、適正な事務執行の確保に向けた環境整備を充実させていかなければ、リスクの低減にはつながらない。

本年4月には、改正地方自治法が全面施行され、都道府県と指定都市の首長には内部統制の整備、運用及びその評価が義務付けられた。区においては努力義務ではあるが、内部統制機能の充実強化によりリスク管理を一層徹底し、適正な事務執行の体制確保に、さらに取り組みきたい。

別 表

別表 1 監査委員による定期監査及び決算審査に関する質問日程・項目

実施月日	対象部局等	主な質問項目
7月 7日 (火)	会計室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算総括説明 ・ 室の決算状況について
	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局の決算状況について ・ 区議会の I C T 化 (ペーパーレス化) 推進について
	教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局の決算状況について ・ 幼児教育・保育の無償化について ・ 新型コロナウイルス感染症の影響について ・ バスの雇上げに係る契約事務について
7月 9日 (木)	都市計画部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 区立住宅使用料について ・ 地図の印刷及び折り込みに係る業務委託契約について
	環境清掃部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 路上喫煙対策の推進について ・ 物品の購入に係る契約事務について
	地域振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 個人番号カードの交付事務について ・ 東京 2 0 2 0 オリンピック・パラリンピック開催延期を含めた新型コロナウイルス感染症の影響について ・ 物品の購入に係る契約事務について
7月 10日 (金)	子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 委託保育費及び学童クラブ利用料負担金について ・ 子ども・子育て支援事業計画について
	みどり土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 放置自転車対策の推進及び自転車シェアリング事業について ・ 水辺のさくらのライトアップについて
	健康部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計について ・ 新型コロナウイルス感染症の影響について
7月 20日 (月)	福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 障害者自立支援給付費及び生活保護費について ・ 介護保険特別会計について ・ 冊子等の印刷に係る契約事務について
	選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局の決算状況について ・ 20～30代の若年層に対する啓発活動について
	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 特別区税収入の確保について ・ 新型コロナウイルス感染症の影響及び災害発生時の対応について
7月 27日 (月)	文化観光産業部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ おもてなし店舗支援について ・ 雇用対策の推進について
7月 29日 (水)	総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 第一次実行計画の進捗と事業評価について ・ 新型コロナウイルス感染症防止対策と社会経済活動の両立を維持するための「新しい生活様式」に即した対応について ・ 令和元年度の財政運営について (財政指標、財政調整基金等の動向を含む)
	監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局の決算状況について

別表2 事務局職員による監査日程

対象部局等	実施期間・実施月日
総務部	4月 9日(木) ～ 6月 30日(火)
総合政策部	4月 10日(金) ～ 6月 30日(火)
都市計画部	4月 13日(月) ～ 6月 30日(火)
選挙管理委員会事務局	4月 14日(火)
地域振興部、文化観光産業部、 福祉部、子ども家庭部、健康部、 みどり土木部、環境清掃部、 会計室、議会事務局、 教育委員会事務局、監査事務局	4月 15日(水) ～ 6月 30日(火)

令和2年度
定期監査（前期）結果報告書

令和2年9月 発行 新宿区監査事務局

印刷物作成番号
2020-2-5101

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話（03）5273-4579（ダイヤルイン）
FAX（03）5273-3539

この印刷物は、業者委託により300部印刷製本しています。その経費として、1部当たり132円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。